

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

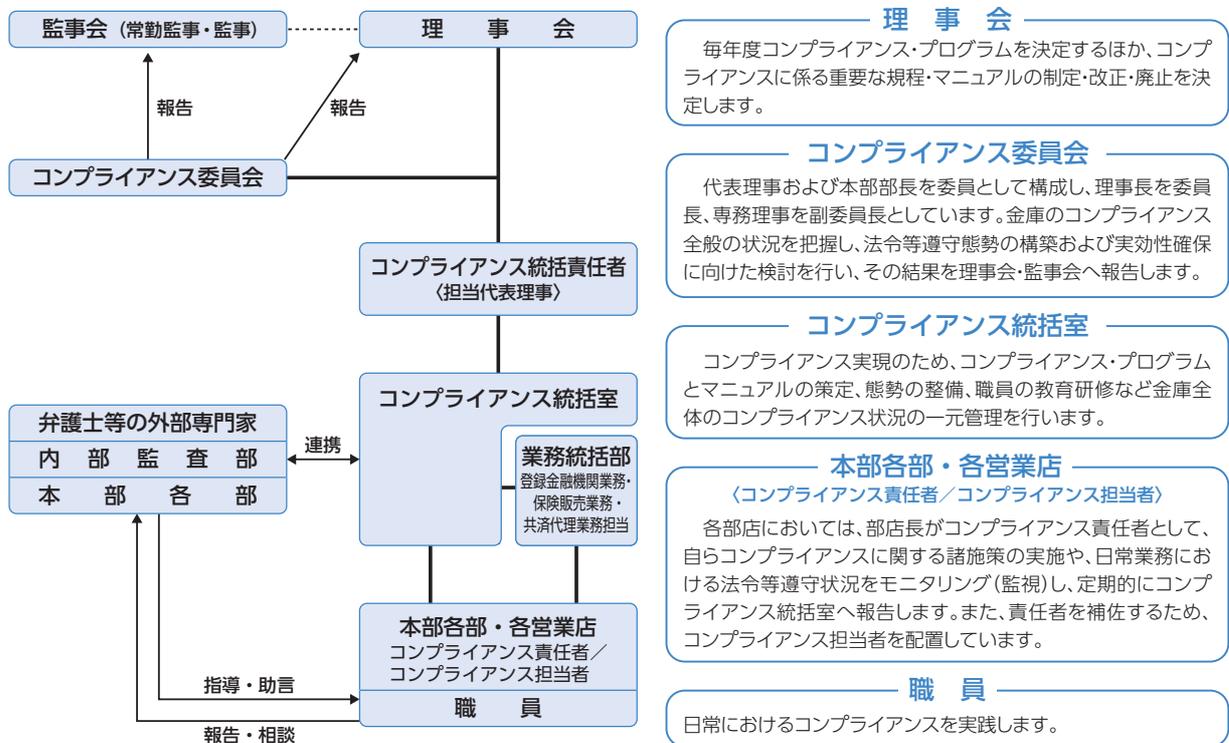
コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む〈ろうきん〉とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、〈ろうきん〉は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

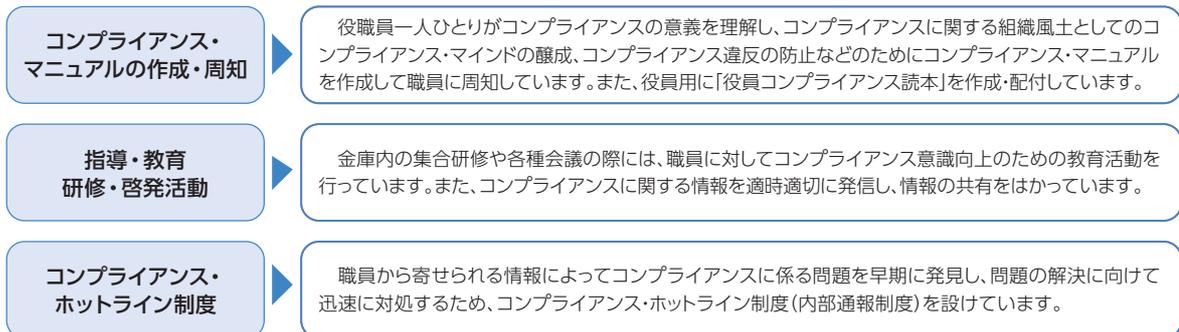
当金庫では、以上の考え方に立ち、前述の「ろうきんの理念」のほか、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識を醸成するとともに、継続的な職員教育および啓発活動により、その維持・向上につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制



コンプライアンス推進活動

当金庫では、コンプライアンス・リスク管理の考え方を踏まえ「コンプライアンス・プログラム(実践計画)」を策定して、次の諸施策等を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。



マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

〈リスクの特定・評価・低減〉

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示のもと、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

〈リスク対策計画〉

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

● マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)

〈目的〉

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識のもとに必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的としています。

〈態勢の整備〉

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

そのため理事長はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与します。

〈経営陣の認識〉

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識します。

反社会的勢力等の排除に向けた取組み

当金庫では、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保につとめています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

● 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもちません。
4. 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
6. 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

〈ろうきん〉からのお願い

- ▶ 預金口座の売買(預金通帳・キャッシュカードの譲渡等)は、法令により禁止されています。売った人も買った人も罰せられることとなります。
- ▶ 売買された預金口座が、特殊詐欺等の受取口座として、犯罪に利用される事例が発生しています。特殊詐欺等の被害拡大防止にご協力ください。

